

令和4年12月23日  
18時15分時点  
危機管理政策課

## 北朝鮮によるミサイル発射について

### 1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和4年12月23日(金) 16時31分頃
- (2) 発射場所 北朝鮮平壤近郊
- (3) 発射数等 発射数：弾道ミサイルを少なくとも1発  
方 向：東方向  
距 離：詳細は現在分析中だが、最高高度約50km程度で、  
約300km程度飛翔し、落下したのは朝鮮半島東側の日本海で、日本の排他的経済水域(EEZ)外と推定  
変則軌道で飛翔した可能性あり

### 2 首相指示(令和4年12月23日 16時35分)

- (1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
- (2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
- (3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

### 3 防衛大臣指示(令和4年12月23日 17時34分)

- (1) 米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
- (2) 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すること  
その後、副大臣の下で関係幹部会議を開催するなど、対応に万全を期しているところ

### 4 内閣官房発表内容(令和4年12月23日 17時55分)

- ・ 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない
- ・ これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した

### 5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った

6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮のミサイル発射は今年に入って36回目（うち弾道ミサイルは30回目）